

(株)ZERUTA Q&A【その4】

Q1) 返金額の目安を知りたいのですが

A1) 埼玉消費者被害をなくす会（以降、なくす会）として差押えている金額は、当初 150 万円でしたが、現在約 193 万円となっています。参加者の皆様の被害額に応じた、おおよその返金額は以下の通りです。

- 実際に受領しうる金額は、なくす会に支払う報酬【※1）】が控除されます（別途、手続き参加時に参加費用 5,000 円を要します）。
- 今回の授権手続きに参加する皆様の被害総額を 1400 万円とした場合であり、仮に、参加された被害総額が増えた場合には返金額は減ることになります。

なくす会差押え金額を 193 万 7 3 0 8 円として算出

|               |        | 返金額例（単位：万円）<br>（なくす会に支払う報酬及び、手続き参加費用 5000 円を含む） |             |             |            |            |            |
|---------------|--------|---|-------------|-------------|------------|------------|------------|
| 手続き参加者被害総額（万） | 係数     | 被害額 400 万円の場合                                   | 同 200 万円の場合 | 同 100 万円の場合 | 同 50 万円の場合 | 同 25 万円の場合 | 同 10 万円の場合 |
| 1,400         | 0.1384 | 55.4  | 27.7        | 13.8        | 6.9        | 3.5        | 1.4        |

※1) なくす会への報酬：授権契約書第3条 債権届出後の費用及び報酬より

甲は、乙に対し、対象債権の回収がなされた場合には、前項の「手続参加のための費用」のほか、甲が受け取る分配金の中から、「費用・報酬規程」の定める費用及び報酬を乙に支払うものとする。

報酬の額は、甲の受け取る分配金に応じて下記表から算出される金額とする。

| 分配金の額 | ～10万円           | 10万円超～50万円                         | 50万円超                           |
|-------|-----------------|------------------------------------|---------------------------------|
| 報酬の額  | 分配金の <u>20%</u> | 分配金の <u>15%</u><br>+ <u>5,000円</u> | 分配金の <u>10%</u><br>+ <u>3万円</u> |